

トリガーポイント研究所 賛助会員規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、「トリガーポイント研究所賛助会」と称し、事務局を福岡県福岡市東区西戸崎 [REDACTED] に置く。

(目的)

第2条 この会は、トリガーポイント研究所が行う、筋筋膜性疼痛症候群の啓蒙活動を支援することを目的とする。

2. トリガーポイント研究所が行う啓蒙活動は次の通り。

2-1 ウェブサイトによる啓蒙活動。

2-2 セミナー、講演会等による啓蒙活動。

2-3 その他必要と思われる活動。

(活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. トリガーポイント研究所が行う啓蒙活動への賛助。

2. セミナー会場の手配、進行などのサポート活動。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は、ボランティア精神に則り、この会の趣旨に賛同した者とする。

2. 入会は、会員申込書の提出により、事務局に登録した者をもって会員とする。

3. 会員が退会するときは、会員の申し出により登録を抹消する。

第3章 会計

第5条 この会の経費は、会員の会費及び募金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2. 会費は、年額、個人会員 3,000円、団体会員 10,000円とする。

3. 個人会員の家族が会員となった場合、家族の会費は徴収しない。

(会計)

第6条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

1. この規約は、平成22年3月1日から施行する。